

ほんじつ
今日のテーマ

にほんこくけんぽう ほしょう じゆうけん
日本国憲法が保障する自由権がわかります。

キーワード じんけん 人権 れい の例

☐ びょうどうけん 平等権：

じょせい けんり
女性の権利

LGBTQ+の^{じんけん}人権

がいこくじん
外国人の権利

☐ じゅうけん 自由権：

せいしん し そう りょうしん しんきょう ひょうげん がくもん
精神の自由（思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由）

身体しんたいの自由

けいざい
経済の自由

☐ しゃかいけん 社会権：

せいぞんけん
生存権

きょういく う けんり
教育を受ける権利

きんろう　けんり　ろうどうさんけん　だんけつけん　だんたんこうしょうけん　だんたいこうどうけん
勤労の権利（労働三権：団結権、団体交渉権、団体行動権）

さんせいけん
参政权 (※^{がいこくじん}外国人の^{さんせいけん}参政权)

せいきゅうけん さいばん う けん り こっ かい しょう せい きゅう けん けい じ ほう しょう せい きゅう けん
請求権 (裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権)

Q：自由権とは、何ですか？

A：自由に生きることが保障される権利です。

自由に考え、好きな場所へ移動したり、考えを出版したりする権利が保障されています。

第二次世界大戦の前、日本では自由な発言ができませんでした。

政府のことを批判すると、逮捕されてしまいました。

日本国憲法は、個人の自由を保障しています。

自由権には、精神の自由、身体の自由、経済の自由の3つがあります。

【精神の自由】

日本国憲法は、国民が自由に考え、考えを表現する権利を保障しています。

具体的には、以下のような自由が保障されています。

思想・良心の自由…どのようなことを考えても良い：第19条

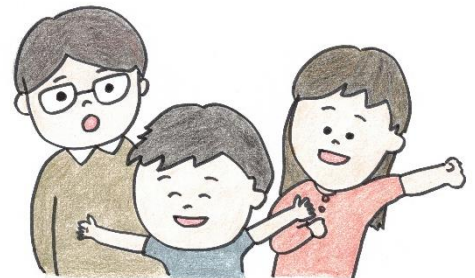
信教の自由…どのような信仰を持っても良い：第20条

表現の自由…どのような考えをどのように発信しても良い：

第21条

学問の自由…どのような学問をどのように研究しても良い：

第23条



〈せいしん 精神の自由〉

その他に、集会・結社・言論・出版の自由も保障されています。

【身体の自由】

日本国憲法は、国民の身体を保障しています。

強制的に働かされたり、閉じ込められたりすることはありません。

しかし、法律を犯した場合には、その自由が奪われます。

【^{けいざい}経済の自由】

国民はどこに^す住んでも良いです。自由に^{しよくぎやう}職業
を^{えら}選ぶことができます。(第22条1項)

自分のお金^{かね}を持ち、自由に^{つか}使うことが^{でき}出来ま
す。(第29条)



^{けい ざい かつ どう じゆう}
〈経済活動の自由〉

*^{こうきやう ふくし}公共の福祉

公共の福祉とは、^{おお}多くの^{ひとびと}人々の^{こうふく}幸福のことです。

^{けんぽう}憲法が^{ほしょう}保障する^{じんけん}人権は、公共の福祉のために^{せいげん}制限されることがあります。

^{たと}例えば、^{みち}道に^{らくが}落書きすることは、多くの^{めいわく}人々の迷惑になります。

ですから、道に落書きするということは、表現の自由にはなりません。

★^{じゆうけん}自由権について、あなたが^{だいじ}大事な^{おも}こと^かを書きましょう。
